

# ○ 茨城県警察カラー・ガード隊設置要綱の制定について

昭和55年4月16日  
通達甲書第17号警察本部長

各部課(所、隊、校)署長

このたび、みだしの要綱を別添のとおり制定し、昭和55年4月16日から実施することとしたので、各所属においては、カラー・ガード隊の活用による警察広報の効果的推進について特段の配慮をされたい。

## 記

### 1 制定の趣旨

従来、警察音楽隊は主として音楽演奏により県民に親しまれてきたところであるが、これを一段と強化するためカラー・ガード隊を設置し、音楽隊との合同活動により聴覚と視覚による効果的な警察広報を推進することを目的としたものである。

### 2 カラー・ガードの意義

カラー・ガードのカラーとは、国体、組織を象徴する旗のことで、ガードとは護ることであり、国旗、県旗、大会旗などを護衛する隊を意味するが、本要綱で定めるカラー・ガード隊とは、旗操法のほか、節度ある規律をもつて機敏な動作を演技し、色彩感と集団美を表現する隊をいう。

このたび設置するカラー・ガード隊は、女子警察職員で編成し、所定の旗を所持し、音楽演奏に合わせて旗操法及びその他の演技を行うものである。

### 3 活動の基準

警察の主催する行事、公共的な行事で音楽隊とともに活動することがより効果があると認められる場合を活動の基準とした。

## (別添)

### 茨城県警察カラー・ガード隊設置要綱

#### (目的)

第1 この要綱は、茨城県警察カラー・ガード隊(以下「カラー・ガード隊」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2 茨城県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)にカラー・ガード隊を置く。

#### (任務)

第3 カラー・ガード隊は、音楽隊による広報活動をより効果的にし、県民との融和を図るとともに、警察職員の士気を高めることを任務とする。

#### (指名及び編成)

第4 カラー・ガード隊の隊員(以下「隊員」という。)は、女子警察職員のうちから警察本部長(以下「本部長」という。)が指名し、編成するものとする。

#### (管理)

第5 警察音楽隊長(以下「音楽隊長」という。)は、上司の命を受け、カラー・ガード隊の運営に当たるものとする。

#### (活動の基準)

第6 カラー・ガード隊は、おおむね次の場合に活動するものとする。

- 1 警察の主催する行事で、音楽隊とともに活動することにより、警察広報並びに警察職員の士気の高揚に効果があると認められるとき。
- 2 公共的な行事で、音楽隊とともに活動することにより、警察広報上又は県民と警察との融和のため、より効果があると認められるとき。
- 3 その他本部長が必要と認めるとき。

(教養訓練及び活動)

第7 音楽隊長は、隊員の教養訓練及び活動について年間及び月間計画を定め、実施するものとする。

2 隊員は、音楽隊長の定めるところにより、隊員として必要な教養訓練及び活動に従事するものとする

(所属長の協力)

第8 所属長は、指名された隊員の教養訓練及び活動が十分に行われるよう勤務の調整等について、特に配慮するものとする。

(隊員の遵守事項)

第9 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 カラー・ガード隊の任務を自覚し、規律を守り品性を養い、奉仕の精神をもつて活動に当たること。
- 2 隊員相互の融和を図り、一致協力するとともに、常に技術の向上に努めること。
- 3 必要な用具、被服等の保管及び手入れを適切に行い、紛失又は損傷することのないようにすること。

(服制及び服装)

第10 隊員の服制及び服装については別に定めるところによる。

(備付簿冊)

第11 カラー・ガード隊に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 隊員名簿(様式第1号)
- (2) 訓練日誌(様式第2号)
- (3) 活動日誌(様式第3号)

<様式略>